

田上町営羽生田野球場

参考資料・関係法令等

平成30年12月

田上町教育委員会

羽生田野球場指定管理料積算資料

収入見込額

(単位：千円)

項目	単年度見込額	説明
使用料収入	500	
諸収入	50	自動販売機設置手数料
収入合計	550	

支出見込額 ※臨時的経費は除く

(単位：千円)

項目	単年度見込額	説明
人件費	1,150	
消耗品費	250	トイレトペーパー、石灰等
使用料	70	AEDリース料
電気料	1,800	
水道料	100	
修繕料	200	施設補修
役務費	30	電話料
委託料	1,450	浄化槽管理 100千円、芝生管理 1,200千円
		自家用工作物点検 150千円
原材料費	180	土代
支出合計	5,230	

単年度指定管理料上限	4,680	※消費税相当額（8%）を含む
指定管理料上限	23,400	※5年間

○田上町営羽生田野球場設置条例

昭和59年3月17日

条例第6号

改正 昭和60年3月20日条例第14号

平成2年9月28日条例第23号

平成21年3月13日条例第13号

平成27年3月12日条例第13号

(設置)

第1条 スポーツの普及振興を図り、町民の心身の健全な発展に寄与するため、次のとおり田上町営羽生田野球場(以下「野球場」という。)を設置し、名称及び位置は次のとおりとする。

名称 田上町営羽生田野球場

位置 田上町大字羽生田字今滝乙912番地

(管理)

第2条 野球場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の目的を達成するために必要な業務
- (2) 野球場の使用の許可に関する業務
- (3) 野球場の施設、設備及び法面の管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(使用の許可)

第4条 野球場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、野球場の管理上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用許可の条件)

第5条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められるとき。

(2) 施設、設備又は器具等をき損するおそれのあるとき。

(3) 営利を目的とする興行又はこれに類似するもの

(4) 指定管理者が管理上不適当と認めたとき。

(利用料金)

第6条 野球場を使用しようとする者は、田上町使用料条例(昭和36年田上村条例第60号)に定める使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、野球場の利用料金をその収入として収受するものとする。

3 利用料金は、田上町使用料条例別表に掲げる額の範囲において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は前納とする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

5 次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 町又は教育委員会が主催、共催又は後援するとき。

(2) その他田上町使用料条例第6条の規定に該当するとき。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の取消しを申し出て、指定管理者が正当な事由と認めたとき。

(権利譲与の禁止)

第8条 使用者は、その使用する権利を他に譲与し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第9条 野球場の使用許可を受けた者は、野球場の施設、設備をき損し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が不可抗力によるものと認めたときは、この限りでない。

(町による管理)

第10条 田上町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成20年田上町条例第15条)第9条の規定により町長が野球場の管理の業務を行う場合にあつては、第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第3条から第5条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第6条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条

第1項中「使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者に」とあるのは「使用料を」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書き中「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者が既に収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月20日条例第14号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成2年9月28日条例第23号)

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日条例第13号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○田上町営羽生田野球場管理規則

昭和59年5月8日

教委規則第1号

改正 平成2年10月1日教委規則第2号

平成8年2月20日教委規則第4号

平成29年3月28日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、田上町営羽生田野球場(以下「野球場」という。)の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用期間及び使用時間)

第2条 野球場の使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとし、ナイター使用期間は毎年4月1日から10月31日までとする。

2 野球場の使用時間は、日の出から日没までとし、ナイター使用の終了時間は午後10時までとする。

3 指定管理者が教育長の承認を得た場合、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 野球場を使用しようとする者は、様式第1号による野球場使用許可申請書を使用期日の3日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第4条 前条の規定により野球場の使用を許可したときは、様式第2号による野球場使用許可書を交付する。

(特別の設備)

第5条 使用者は、野球場の使用に関し特別の設備をするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた場合における特別の設備に要する費用は、当該使用者の負担とする。

(目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に野球場を使用し、又は野球場の使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸をしてはならない。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者又は入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、所定の場所以外に入れないこと。
- (2) 危険物、悪臭のするものその他他人に迷惑となるものを持ち込まないこと。
- (3) その他野球場の管理について必要な指示に従うこと。

(許可の条件)

第8条 田上町営羽生田野球場設置条例(昭和59年田上町条例第6号。以下「条例」という。)

第4条の規定による許可に野球場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原形回復)

第9条 使用者は、野球場の使用を終わったときは、直ちに原形に復さなければならない。

2 条例第4条の規定による許可を受け、特別の設備をした使用者が、その使用を終わったとき及び使用者が次条第1項又は第2項の規定により、使用の許可を取り消されたときは、直ちに原形に回復しなければならない。

3 第1項又は前条の規定による原形回復に要する費用は、当該使用者の負担とする。

(監督処分)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用許可を取り消し、又は行為の中止、原形の回復若しくは野球場から退去を命ずることができる。

- (1) 条例及びこの規則に違反している者
- (2) この規則による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者

2 指定管理者は、野球場の管理上その他の理由により、特に必要と認めるときは、使用者に対しその許可を取り消すことができる。

3 指定管理者は、前項の規定により許可を取り消した場合において、その者が受ける損失は補償しない。

(損害賠償の方法)

第11条 条例第9条の規定による使用者の損害賠償の方法は、原形回復とする。

2 使用者が損害賠償の義務を怠った場合は、指定管理者においてこれを執行し、その実費を徴収する。

(その他の事項)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月1日教委規則第2号)

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成8年2月20日教委規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

田上町営羽生田野球場利用(料金減免)許可申請書			
使 用 月 日	月 日	使用する	
使 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	備 品 器 具 数 量	
使 用 目 的			
使 用 団 体 名		利用料金	
使 用 責 任 者 住 所 氏 名		利用料金 減免申請 の理由	
<p>上記により田上町営羽生田野球場を使用させていただきたく、申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者名 ①</p> <p>T E L</p> <p>指定管理者 様</p>			

様式第2号(第4条関係)

田上町営羽生田野球場利用(料金減免)許可書			
使 月	用 日	月	日
使 時	用 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	使用する 備 器 数 品 具 量
使 目	用 的		
使 団 体 名		利用料金	
		減 免 額 除	
使 用 責 任 者 住 所 氏 名			
<p><使用上の留意事項></p> <p>(1) 使用に当たっては許可書を提示し、係員とよく協議の上使用すること。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反しないこと。</p> <p>(3) 使用を終わったときは、原状に復し係員に引き継ぐこと。</p>			
<p>上記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定管理者 印</p>			

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)